

京大タテカン訴訟ニュース

第11号 2023年9月26日



Kyoto Univ. Labor Union / Established in 1948

第11回口頭弁論が開かれる

概要 2023年7月27日15時から、京都地裁101号法廷において、京大職組を原告、京都市および京都大学を被告とする損害賠償請求訴訟の第11回口頭弁論が開催されました。今回は、原告側の憲法上、労働法上の主張をまとめた書面を提出し、陳述を行いました。終了後、京都弁護士会館3階小会議室にて、対面とオンラインのハイブリッド方式により報告集会を開催しました。

また、タテカン訴訟ニュースの前号でご報告しました、行政指導の記録に関する文書開示請求の結果を受けて、さらに審査請求の進捗を進めておりますので、こちらについてもご報告させていただきます。

憲法上の主張 まず、多数回にわたる行政指導を要し、しかもその内容が黒塗りにされているということは、京都市屋外広告物条例の規制内容が不明確であることを端的に示しています。憲法で保障される表現の自由の制限は、委縮効果を生まない形での必要最小限のものでなければならないのに、それが守られていません。掲示物の設置される場所の管理者（大学）と、掲示物の所有者（原告や学生）とは異なるのに、条例を参照しても、設置主体や規制の名宛人がどのように考えられているのかが書かれていません。また、条例は、「区画」ごとの面積制限をしているのですが、「区画」とは何を指すのかも定義されていません。今出川通と東大路通とで異なる面積制限が設けられているのですが、それらの適用関係も条例には示されていません。そのため、非常に恣意的な解釈によってタテカンの強制撤去が行われ、法令上の根拠も説明されていなかったのです。

しかも、被告らの主張する「区画」の理解を前提にしたとしても、平等原則に反する上に過度に広範な人権制限が行われていました。図は原告が提出した書面の一部ですが、上部

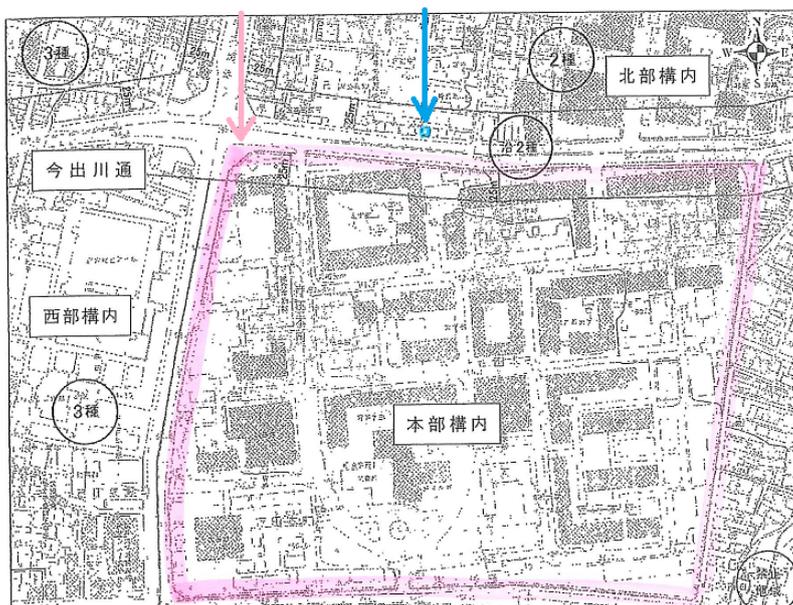
の2つの矢印を見てください。左側の矢印が指している部分は、本部キャンパス全体、右側の矢印が指しているのは、今出川通の北側の道路に囲まれた小さな四角です。被告らは、この2つについて、掲出可能な屋外広告物の合計面積が同じだとしています。法的知識の全くない人が見てもその不合理性は明らかでしょう。

さらに進んで、その規制を仮に認めたとしても、2回目の強制撤去の際に本部キャンパスの今出川通沿いに掲示されていたのは、約2㎡の原告の掲示ボードだけです。これは条例が許容する面積をいちばん小さく解釈したとしても、その範囲に収まっていました。いかなる意味でも、強制撤去は根拠なく行われたこととなります。

労働法上の主張 前号のニュースでお知らせしましたとおり、文書開示請求の結果、京都市から京大法人に対して実施された行政指導の内容は、学生団体の弾圧であった疑いが濃厚です。

被告らは行政指導の内容を黒塗りにしているので

▼青色枠とピンク色枠とで外周に出せる面積が同一！？
(原告準備書面添付画像に矢印を付したもの)



すが、行政指導が開始された 2012 年から 2013 年までの間に、原告に対してタテカンの撤去が要請されたことはなく、かえって、京大法人は、台風接近時の掲示ボードの一時撤去や、公開シンポジウムのタテカンの設置などについて教職員との間でやりとりをするなど、タテカンの掲出を事実上公認していました（京大職組の掲示が労使慣行として定着していたことは、強制撤去後に行われた団体交渉でも大学理事が明言しています）。その後 3 年近く、行政指導は全く行われていませんでしたが、2016 年になって再開され、その時期から、学生団体がキャンパス構内のクスノキ付近に設置したタテカンの強制撤去が 2017 年まで繰り返されます。

2017 年末に京都大学立看板規程が制定され、2018 年に 1 回目の全面強制撤去が実施されます。ここまで、原告に対しては、撤去方針の法的根拠の説明もなければ、慣行を反故にすることについての話し合いの機会も与えられませんでした。これらは憲法の認める労働者の権利を無視した扱いです。

しかも、その後京大法人は、新入生歓迎と 11 月祭に関する学生団体の掲示を面積制限なく認めているばかりでなく、立看板規程の中に言及のない講演会の看板を今出川通に向かって出しています（タテカン訴訟ニュース 9 号末尾の写真）。これは、労働組合の掲示を差別する検閲的措置にほかなりません。

文書開示手続の進捗状況

京都市の反論 前回の黒塗りの結果に対して、審査請求をしておりましたところ、京都市からは 2023 年 8 月 30 日付の「弁明書」が提出されました。その内容は、行政指導の内容が開示されると、①行政指導の相手方が行政に情報を伝えなくなる、②他の者に規制を免れる方法を示唆する可能性がある、という

とんでもないものです。行政指導は法律の目的・趣旨に沿って実施される必要があるものです。①②を見る限り、京都市は不当な内容の行政指導をしていると自ら主張しているのに等しいことになります。

京大法人の反論 京大法人からも、黒塗り部分の審査請求に対して「理由説明書」が提出されました。それによると、①個人や団体が特定される、②自由に率直な意見交換や意思決定が妨げられる、③是正指導の回避を助長するおそれがある、とされています。しかし、行政指導の内容は法令に基づく面積制限や安全性の確保のほずですから、本来、広く一般に共有されるべき情報です。個人や団体を特定する語句があったとしても、それだけを不開示にすれば足りるはずですが、それ以外の内容もすべて黒塗りにするのは、法令に基づかない指導がなされたことを疑わせます。②③は京都市の主張と共通していますが、そもそもの情報開示制度の意義を正面から否定しかねない内容です。

今後の予定

行政手続の予定 京大法人の反論を受けて、京大職組側は、2023 年 9 月 21 日に、国の情報公開・個人情報保護審査会への意見書を提出しました。また、京都市に対しては、京都市の情報公開・個人情報保護審査会に審査請求を行って参ります。これにより、今後の文書開示手続は、京大法人に対しては国、京都市に対しては市のレベルで続きます。

裁判の予定 直前のお知らせとなってしまいましたが、前号に記載しましたとおり、次回の口頭弁論は、**2023 年 9 月 28 日（木）10 時**から京都地裁 101 号法廷で行われます。報告集会は、口頭弁論後に、京都弁護士会館地下ホールにてオンラインと対面の併用で実施いたします。

京都アニメーション放火事件公判で 101 号法廷が使用される予定のため、次々回の口頭弁論の期日も決まっております、**2023 年 11 月 2 日（木）13 時 10 分**から同法廷で行われます。

ぜひ、引き続きのご注目と応援をよろしくお願いいたします。

（文責・クラウドファンディングプロジェクト
代表・副委員長 高山佳奈子）



▲ 再度の強制撤去時、今出川通には 2 m²の掲示しかなかった